

# 令和元年秋季火災予防運動実施要綱

## 1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

## 2 防火標語（令和元度全国統一防火標語）

『ひとつずつ いいね！で確認 火の用心』

## 3 実施期間

令和元年11月9日（土）から11月15日（金）までの7日間

## 4 実施区域

島原地域広域市町村圏組合消防本部管内一円

## 5 実施要領

- (1) 消防本部は関係団体に協力を依頼し、また各報道機関を通じて積極的に本運動のPRを図る。
- (2) 各署々は、地域の実情に応じ、本運動が効果的に展開されるよう担当市と円滑な連携を保ち、一般指導要請にも的確に対処できるよう配慮する。

## 6 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (7) 防火啓発活動

- ク 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
- ケ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
- コ 飲食店における防火安全対策の徹底
- サ 大規模倉庫における防火安全対策の徹底
- シ 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組の推進

(5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底

(6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

- ア 催しを主催する者に対する指導
- イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
- ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
- エ 照明器具の取扱いに係る指導

(7) 防火啓発活動

- ア 一日消防署長による防火啓発活動の実施

市民の中から適任者(元アイドル 本多加奈子さん)に一日消防署長を委嘱し、火災予防啓発活動を行う。

- イ 島原守護神「しまばらん」による防火啓発活動の実施

島原市のゆるキャラとして認知度のある島原守護神「しまばらん」に火災予防運動サポーターを委嘱し、各種防火啓発活動に参加する。

- ウ 防火啓発パレード

島原市内のアーケードにおいて、一日消防署長、しまばらん、幼年消防クラブ等及び消防本部による防火啓発パレードを行い、住民に火災予防を呼びかける。

- エ 第38回消防スケッチ大会作品の展示

火災予防の一環として7・8月に開催された消防スケッチ大会作品を火災予防運動期間中に展示し、地域住民へ子供の火遊び防止等の火災予防意識の啓発を図る。

- オ 防火講話及び映写会の実施

消防訓練等の機会をとらえ防火講話及び映写会を実施し、火災予防思想の普及を図る。